

「フェアトレード」と「持続可能な消費」の関係

フェアトレード商品は他の商品よりも、少し価格の高い商品が多いです。私たちがアルバイトをして賃金をもらうことは当然のことですし、アルバイトをしている間は労働者という立場として法律によって守られています。一方、発展途上国の人たちは働いているにもかかわらず、先進国の消費者である私たちはその分の対償額を払わないということは少し矛盾しているように思います。

そう考えてみると、商品を購入する際に価格だけを見るのではなくて、適正な取引のもとで商品が流通されていることが確認できるフェアトレード商品を選択することが大切です。消費者がフェアトレード商品を知り、希望すれば、おのずと店舗などにはフェアトレード商品が増えていくことでしょう。地球規模で消費の持続可能性を考え、私たちの選択次第で救われる人たちがいることを思い浮かべながら日頃から消費行動をしましょう。

「消費者市民社会」とは？

法律によると、消費者が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢と地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいいます。

商品を選択するのは、私たちの自由ですが、私たちの選択によって誰にも迷惑をかけないというわけではありません。私たちの消費行動で、他人や事業者だけでなく、他の国々にまで良い影響を与えられるということを自覚して、より良い社会づくりをしていきましょう。

この「消費者市民社会」の考え方や定義を明らかにした法律が「消費者教育の推進に関する法律」です。消費行動が与える影響を学び、より良い選択ができるよう努めましょう。

Point

- 消費者一人ひとりが自分や周りの人々だけでなく、国内外の社会情勢から地球環境に至るまで、持続可能な社会の発展と改善に積極的に参加する社会を「消費者市民社会」といいます。
- 「フェアトレード」とは、発展途上国等で作られた作物や製品を適正な価格で継続的に購入して、持続的な消費社会を支える仕組みのことをいいます。
- 積極的に学生時代から、消費生活に関する知識を学び、消費者が主体的に社会に参加することが大切です。その前提として、まずは消費者問題や消費者政策について知ることが重要です。例えば、消費者庁が刊行している『消費者白書』等を閲覧してみましょう。



消費者教育の
推進に関する法律
e-Gov 総務省行政管理局



フェアトレードとは？
特定非営利活動法人
フェアトレード・ラベル・ジャパン



平成27年度
消費者白書
消費者庁

COOLING OFF 「クーリング・オフ」とは？

契約した後、冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除することができる特別な制度のことです。一度契約が成立すると、契約を守ることが原則ですが、この原則に例外を設けたのが頭を冷やす期間、「クーリング・オフ (Cooling Off)」制度です。

クーリング・オフ期間、販売方法 (特定商取引法)

8日間

訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス、電話勧誘販売、パソコン教室、エステ、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、訪問購入※1

※1 訪問購入…購入業者が営業所等以外の場所で消費者から貴金属などの物品を購入することをいいます。消費者はクーリング・オフ期間中、契約の解除や購入業者に物品の引渡しを拒否することができます。

20日間

内職商法 モニター商法 マルチ商法

クーリング・オフができない場合

●3,000円未満の現金取引

●使用済 (中) の消耗品

●自動車 (リースを含む)

●通信販売 (※2 返品ルールあり)

などがありますが、他にもクーリング・オフができない場合があります。詳しくは消費生活センター等にご相談ください。

※2 返品ルール…返品約に従います。特約表示がない場合は、商品が届いてから8日以内なら送料消費者負担で返品可能です。

事業者のこんな言葉に注意しましょう！

クーリング・オフができるのに「クーリング・オフはできません」「違約金が発生します」
その他、脅し文句など言ってきたら

クーリング・オフ
妨害です

事業者からクーリング・オフ妨害を受けた場合は、期日を過ぎてもクーリング・オフができます。

クーリング・オフは電話ではなく
必ず書面で！解約の理由は不要です。

はがきを出そう！

- はがきに、契約解除通知に必要な事項を記入し 郵便局の窓口から特定記録郵便で出しましょう。
- クーリング・オフ制度は「発信主義」です。はがきを送付した時点で解約の成立となります。
- ★1通につき、212円 (はがき代52円 + 手数料160円) かかります。
- 証拠として契約書と郵便局の受領証、はがきのコピーを保管しておきましょう。
- 記入後のはがきは、両面コピーをとりましょう。コピーを保管しておきましょう。

準備ができたらず必ずクーリング・オフ期間内に送付しましょう。

期間内に送付すれば通知の到達が期間後でもクーリング・オフできます。

はがきを出したあとは…

- 支払ったお金は返してもらいましょう。
- 受け取った商品は引き取ってもらいましょう。商品の返品は着払いで送ることができます。
- 事業者が「はがきを受け取っていない」と言っても、はがきを出した時点でクーリング・オフの効果が発生しているので、心配はありません。
- クーリング・オフの理由を尋ねられても答える必要はありません。
- 商品の引取りにかかる費用や違約金、損害賠償の請求などに応じる必要はありません。

★クーリング・オフ期間に受けたサービス (例えばエステティック、リフォーム工事など) の代金を請求されたり、クーリング・オフできないと言われた場合は、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

事業者がしつこく電話してきたり、訪問してきたりしても相手にしないでください。あなたの毅然とした対応が解決への近道です。また、返金に応じないなど困ったときは一人で悩まず、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう！



消費生活センターを訪問して

県内の各消費生活センターを訪問させていただき、消費生活センターのイメージが本当に変わりました。消費生活センターは敷居が高く、私たち学生にはとても入りにくい環境で、消費生活相談員の皆さんも厳しく、冗談を言っても笑ってくれないのではないかと、というイメージを持っていました。

しかしながら、今回実際に消費生活センターを訪問したところ、所内が明るく、大変清潔なイメージで、また消費生活相談員の皆さんと会話をするにしがたくなって、気さくで話しやすい方が多く、しかも優しく、同じ目線で親身になってくれることを実感しました。

消費生活相談員の皆さんは消費生活の専門家、いわゆるプロフェッショナルの方々ばかりなので、全く知識のない学生の私たちにも懇切丁寧に教えてもらえます。まさに消費者の味方であり、消費者問題のスペシャリストなのだ改めて感じました。

私自身、今までに消費者トラブルの被害はありませんが、このハンドブックを制作する過程で、様々な消費者トラブルが身近にあることを改めて知りました。どのような手口があるかを知ることにより、未然に消費者トラブルを防ぐことができると思います。消費者トラブルに遭わないことが何より幸せですが、もし消費者トラブルに遭遇してしまった場合は、気軽に最寄りの消費生活センターまたは「消費者ホットライン188(イヤヤ)」に電話をし、どう対処すべきかなど、安心して相談してほしいと思います。



木村 光伯
淑徳大学
コミュニティ政策学部4年

おわりに

若者から高齢者に至るまで、私たちは一生、そして一日中「消費者」であり続けます。例えば、コンビニでおにぎりを買ったり、電車やバスに乗ったり、スマートフォンでオンラインゲームをしたり、インターネットで商品を購入したり…。大学生活の中で私たちは様々な消費者問題に直面する可能性があります。「クーリング・オフ」「未成年者取消権」等々、消費者の権利を正確に理解しておくことは、大学生活を楽しく過ごす上で大変役に立ちます。

また、消費者の権利だけではなく、「持続可能な消費」(Sustainable Consumption)をはじめとした観点を踏まえ、日頃の消費行動を今一度見直して、「消費者市民社会」の実現に向けて私たち一人ひとりが考えていかなければなりません。

この冊子をもとにしながら、消費者トラブルに直面しないために、また、消費者トラブルに遭遇した場合にどう対処すべきか、さらに、消費行動のあり方について、引き続き学んでいきましょう。

平成28年2月

淑徳大学コミュニティ政策学部 助教
日野 勝吾

千葉県内消費生活相談窓口一覧 平成27年11月現在

地域	消費生活相談窓口	電話番号
全域	千葉県消費者センター	047-434-0999
県央	千葉市消費生活センター	043-207-3000
	市原市消費生活センター	0436-21-0999
葛南	市川市消費生活センター	047-320-0666
	船橋市消費生活センター	047-423-3006
	習志野市消費生活センター	047-451-6999
	八千代市消費生活センター	047-485-0559
東葛飾	浦安市消費生活センター	047-390-0030
	松戸市消費生活センター	047-365-6565
	野田市消費生活センター	04-7123-1084
	柏市消費生活センター	04-7164-4100
	流山市消費生活センター	04-7158-0999
印旛	我孫子市消費生活センター	04-7185-0999
	鎌ヶ谷市消費生活センター	047-445-1141★
	成田市消費生活センター	0476-23-1161
	佐倉市消費生活センター	043-483-4999
	四街道市消費生活センター	043-422-2155
	八街市消費生活センター	043-443-9299
香取	印西市消費生活センター	0476-42-3306
	白井市消費生活センター	047-492-1111★
	富里市消費生活センター	0476-93-5348
	酒々井町経済環境課	043-496-1171
	栄町産業課	0476-33-7713
	香取市消費生活センター	0478-50-1300
香取	神崎町まちづくり課	0478-72-2114
	多古町産業経済課	0479-76-5404
	東庄町まちづくり課	0478-86-6075

★ 市役所代表

地域	消費生活相談窓口	電話番号
海匝	銚子市消費生活センター	0479-24-8194
	旭市消費生活センター	0479-62-8019
	匝瑳市消費生活センター	0479-74-7007
山武	東金市消費生活センター	0475-50-1155
	山武市消費生活センター	0475-82-8453
	大網白里市地域づくり課	0475-70-0344
	九十九里町産業振興課	0475-70-3177
	芝山町まちづくり課	0479-77-3908
長生	横芝光町産業振興課	0479-84-1233
	茂原市消費生活センター	0475-20-1101
	一宮町まちづくり推進課	0475-42-1427
	睦沢町地域振興課	0475-44-2505
	長生村産業課	0475-32-2114
	白子町商工観光課	0475-33-2117
夷隅	長柄町事業課	0475-35-4447
	長南町産業振興課	0475-46-3397
	勝浦市観光商工課	0470-73-6641
	いすみ市商工観光課	0470-62-1243
安房	大多喜町産業振興課	0470-82-2176
	御宿町産業観光課	0470-68-2513
	館山市長公室社会安全課	0470-25-5775
	鴨川市農水商工課	04-7093-7852
君津	南房総市商工課	0470-33-4300
	鋸南町地域振興課	0470-55-1560
	木更津市消費生活センター	0438-20-2234
君津	君津市消費生活センター	0439-56-1529
	富津市商工観光課	0439-80-1287
	袖ヶ浦市消費生活センター	0438-62-2111★

消費者ホットライン
い や や!
局番なし **188**

※自動音声で最寄りの消費生活センターをご案内します。



監修/千葉マリン法律事務所
前野春枝(消費生活専門相談員)
制作/淑徳大学 コミュニティ政策学部 消費者法研究室
発行/千葉県
〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

平成28年2月発行

※本冊子は、平成27年度「千葉県消費生活の安定及び向上に向けた県民提案事業」として千葉県の委託により制作しました。